

学校感染症治癒証明書の記入について(ご依頼)

本学では、学校保健安全法に定める下記の学校感染症にかかった場合、あるいはかかった疑いがあり他者への感染の恐れがある場合、出席停止の措置をとっております。  
 ご多用中恐縮ですが、下記証明書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先: 大阪経済大学保健室 TEL:06-6328-2431(代表)

学校感染症治癒証明書

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、下記の疾病が治癒し、感染のおそれがないので、登校しても支障がないことを認めます。  
 該当欄に○印をつけてください。

	罹患	疑い	対象疾病	出席停止期間
第一種			エボラ出血熱	治癒するまで
			クリミア・コンゴ出血熱	
			痘そう	
			南米出血熱	
			ペスト	
			マールブルグ病	
			ラッサ熱	
			急性灰白髄炎	
			ジフテリア	
			重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る)	
			中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERS コロナウイルスであるものに限る)	
			特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)	
		新型コロナウイルス感染症		
第二種			インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を 経過するまで
			百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
			麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
			流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
			風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
			水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
			咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
			結核	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
第三種			コレラ	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
			細菌性赤痢	
			腸管出血性大腸菌感染症	
			腸チフス	
			パラチフス	
			急性出血性結膜炎	

※本学は、その他の感染症(感染性胃腸炎、溶連菌感染症、伝染性単核球症等)を公欠扱い[出席停止]していません。

発症日 年 月 日 登校許可日 年 月 日から

年 月 日 医療機関名・住所

医師名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_